平成24年度第３回　静岡市医療関係者連絡協議会　協議概要

１　日　時　　平成25年３月６日（水）午後７時から８時15分まで

２　場　所　　城東保健福祉エリア　保健福祉複合棟　３階第３研修室

３　出席者　（委員）青山茂夫委員、松永元良委員、日野昌徳委員、小澤照雄委員、高尾和秀委員、
秋山欣三委員、保坂知彦委員、神原啓文委員、瀬戸嗣郎委員、島本光臣委員、
米川　甫委員、磯部　潔委員、石塚隆夫委員、玉内登志雄委員
（欠席）中田　恒委員、島田孝夫委員
（事務局）畑保健衛生部長、加治保健所長
村田参与兼保健衛生総務課長、前林生活衛生課長
藤田保健衛生総務課参事兼統括主幹、秋山保健衛生総務課参事兼統括主幹

４　議　題
（１）病院の増床に伴う病床配分について
ア　静清リハビリテーション病院（葵区春日）
イ　清さと病院（清水区八千代町）
（２）報告事項
ア　静岡地域災害医療対策検討会について
イ　新急病センターについて
ウ　「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」について

５　会議内容
（１）病院の増床に伴う病床配分について
ア　静清リハビリテーション病院（葵区春日）
イ　清さと病院（清水区八千代町）
【説明事項】
・平成22年３月の静岡県保健医療計画の改定により、静岡圏域の基準病床数が7,189床とされ、当時の既存病床が6,407床であったため、782床が不足とされ、圏域内において病院の開設又は病床の増床が可能となった。
・11月から12月に、病院開設等の事前協議の申し出を受け付けた結果、病院の増床について２件の申し出があった。
・静清リハビリテーション病院について、比較的症状が重く、リハビリを必要とする患者を受け入れるための一般病床を、72床から88床増やして160床とし、回復期の療養病床を56床から34床増床して90床にし、計128床から250床に増床しようとの要望である。
・清さと病院について、回復期療養病床を 50 床増床したいとの要望があった。許可病床は一般病床

20 床、療養及び精神病床各 50 床の計 120 床であったが、精神病床の 50 床をゼロとし、回復期の療養病床を 50 床増床する事で、受け入れ可能患者数を増やし、地域医療により貢献していきたいとのことある。

【意見及び要望等】

・静清リハビリ病院は、積極的に患者を受け入れているようで、地域にはリハビリ施設が不足しているのでいいのではないか。

・清さと病院の精神科の病床がなくなると問題はないのか。

◎「病院の増床に伴う病床配分について」は了承された。

（2）報告事項

ア　静岡地域災害医療対策検討会について

・昨年９月の本連絡協議会にて設置について了解をいただいた後、各所属からメンバーの推薦をいただき、昨年 11 月に第１回の検討会を開催した。

・構成員は、医師会等の関係団体からは災害担当の役員の先生を、救護病院・災害拠点病院からは災害担当の先生及び事務局職員を推薦していただいた。現在 32 名で構成している。

・昨年 11 月に第１回検討会を、本年２月に第２回検討会を開催した。今後は、年４回のペースで開催を予定している。

・静岡市災害医療対策会議の設置について検討を行った。災害時には、静岡支部及び清水支部に設置し、災害医療コーディネーターの先生を中心に活動していただく予定である。

・対策会議の主な業務は「医療ニーズの把握」と「医療チームの配置調整」を考えている。

・県では、本年６月頃を目途に県災害医療コーディネーターを委嘱する予定としており、現在、各地域で選任作業が進められている。

・今後、災害時の医療救護体制について課題の整理等を行い、毎回テーマを決めて検討していく予定である。

イ　新急病センターについて

・急病センターについては、東静岡地区に整備を進めており、本年４月１日より業務を開始することとなった

・３月 31 日は急病センターは休診とし、当日の２次救急当番病院に、午後７時から午後 10 時までの３時間の患者の受入れをお願いしたい。内科は県立総合病院、小児科は静岡赤十字病院、外科は市立静岡病院に受入れをお願いしたい。

・急病センターの移転及び清水地区の夜間の在宅当番医制の廃止について、市民への広報活動を行っている。

・ポスターの掲示など、様々な媒体を利用して広報活動を行っていく。

・市民周知用のチラシは、３月 15 日号の広報しずおかの折込みにて市内の全世帯に配布する予定としている。

ウ　「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」について

・「地域主権改革に係る一括法」により、医療法第 18 条が改正され、診療所に配置する専属薬剤師の設置基準を、市が条例で定めることとされた。

・県との協議、調整により、市では第 18 条関係のみの制定となった。

・本会議で議決後、条例を公布し施行日は平成 25 年４月１日となる予定です。